

京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会 次 第

〔平成20年8月27日（水）
午後4時30分～
平安会館（1階 平安の間）〕

1 開 会

2 議 題

（1）税務共同化の今後の進め方について

（2）その他

3 閉 会

出席者名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
福知山市総務部長	塩見 康郎	木津川市副市長	今井 洋一
舞鶴市副市長	浅井 孝司	大山崎町長	真鍋 宗平
綾部市長	四方 八洲男	久御山町副町長	廣瀬 暉夫
宇治市長	久保田 勇	井手町長	汐見 明男
宮津市副市長	松田 文彦	宇治田原町長	奥田 光治
亀岡市長	栗山 正隆	笠置町長	松本 勇
城陽市長	橋本 昭男	和束町長	堀 忠雄
向日市長	久嶋 務	精華町長	木村 要
長岡京市長	小田 豊	南山城村長	手仲 圓容
八幡市長	明田 功	京丹波町長	松原 茂樹
京田辺市長	石井 明三	伊根町長	吉本 秀樹
京丹後市副市長	大下 道之	与謝野町長	太田 貴美
南丹市長	佐々木 稔納	京都府副知事	猿渡 知之

京都府・市町村税業務共同化の概要

平成20年8月
設立準備委員会

1 共同化を鋭意検討する業務の範囲（別紙1）

(1) 徴収

○督促状の作成・送付から滞納処分まで

(2) 収納

- 納税済通知書の標準化
- 収納業務の段階的共同化

(3) 課税

○課税資料の収集から（公的年金データとの連携を契機）

- ・ 給与支払報告書（個人住民税）
- ・ 法人市町村民税
- ・ 償却資産（固定資産税）
- ・ 軽自動車税
- ・ 市町村たばこ税

○現行共同作業の再構築

- ・ 確定申告書データ等の収集（税務署）
- ・ 所有権異動データ等の収集（法務局）
- ・ 家屋評価

2 共同化スケジュール（案）（別紙2）

- | | |
|--|--|
| (1) 共同徴収支援システム（A） | 平成20年8月中完成 |
| (2) 収納管理システムから（A）との
データ連携改修 | 平成20年9月までに発注
12月中完成 |
| (3) 1 + 2 ⇒ 共同徴収支援のための
システム関係完成 | （平成20年中） |
| (4) 法人設立 | 平成21年3月 |
| (5) 徴収の共同化のスタート | 平成21年4月～ |
| (6) 公的年金と個人住民税のデータ連携 | 平成21年1月中開始 |
| (7) エルタックスの共同加入
・ 公的年金及び給与支払報告等の
データ連携
・ 共同審査サーバ（京都府内）の開発導入 | （平成21年中）
平成21年4月発注
平成21年内に完成 |
| (8) 課税等の共同化 | 平成22年度の個人住民税等
から

平成22年1月諸申告の受付 |

3 共同化作業の現況 (別紙3)

(1) 徴収・収納

- 支援システムの開発状況
 - ・システム完成、関係職員による動作・機能確認中
- データ連携のためのシステム改修
 - ・府：8月中発注
 - 市町村：16市町村予算計上済、9市町村9月補正等対応
- 共同化業務の概要確定
 - ・全ての滞納案件（国保税（料）は各市町村で選択）について、共同徴収支援システムを活用した、督促状の作成・発送から催告、折衝、財産調査、滞納処分までの徴収業務全般について、年内中に事務処理案を作成

(2) 課税

- 給与支払報告書（個人住民税）、法人市町村民税申告、償却資産申告（固定資産税）の一括受付
 - ・エルタックスの共同加入（共同審査サーバー方式を採用）
 - ・共同運用業務フローを検討中
- 法人関係税関係
 - ・収納業務も含めて共同業務フローを検討中
- 個人住民税関係
 - ・納税義務者の特定方法、確定申告書等によるデータ収集方法などについて共同業務フローを検討中
- 固定資産税関係
 - ・所有権異動データ等課税資料の収集をはじめ、共同作業の内容について検討中
- 軽自動車税
 - ・地方税務協議会からの一括データ受入等を検討中

4 共同化組織について (別紙4)

○徴収の共同化の開始までを目途に広域連合を設立
(平成21年3月日途)

- ・ 構成団体 25市町村、京都府
- ・ 役員
 広域連合長 1名
 副広域連合長 6名程度(京都府後期高齢者医療広域連合例)
- ・ 議会 議員数 30名程度(京都府後期高齢者医療広域連合例)
- ・ 職員数 設立当初 150名程度(徴収、総務・企画部門想定)
 完成型 690名程度(推進委員会まとめ(提言))

○広域連合設立手続きの流れ(案)

- ・ 総務省事前協議(平成20年8月～)
 - ・ 構成団体議会における規約の議決



設立許可申請 → 許可・告示(設立)

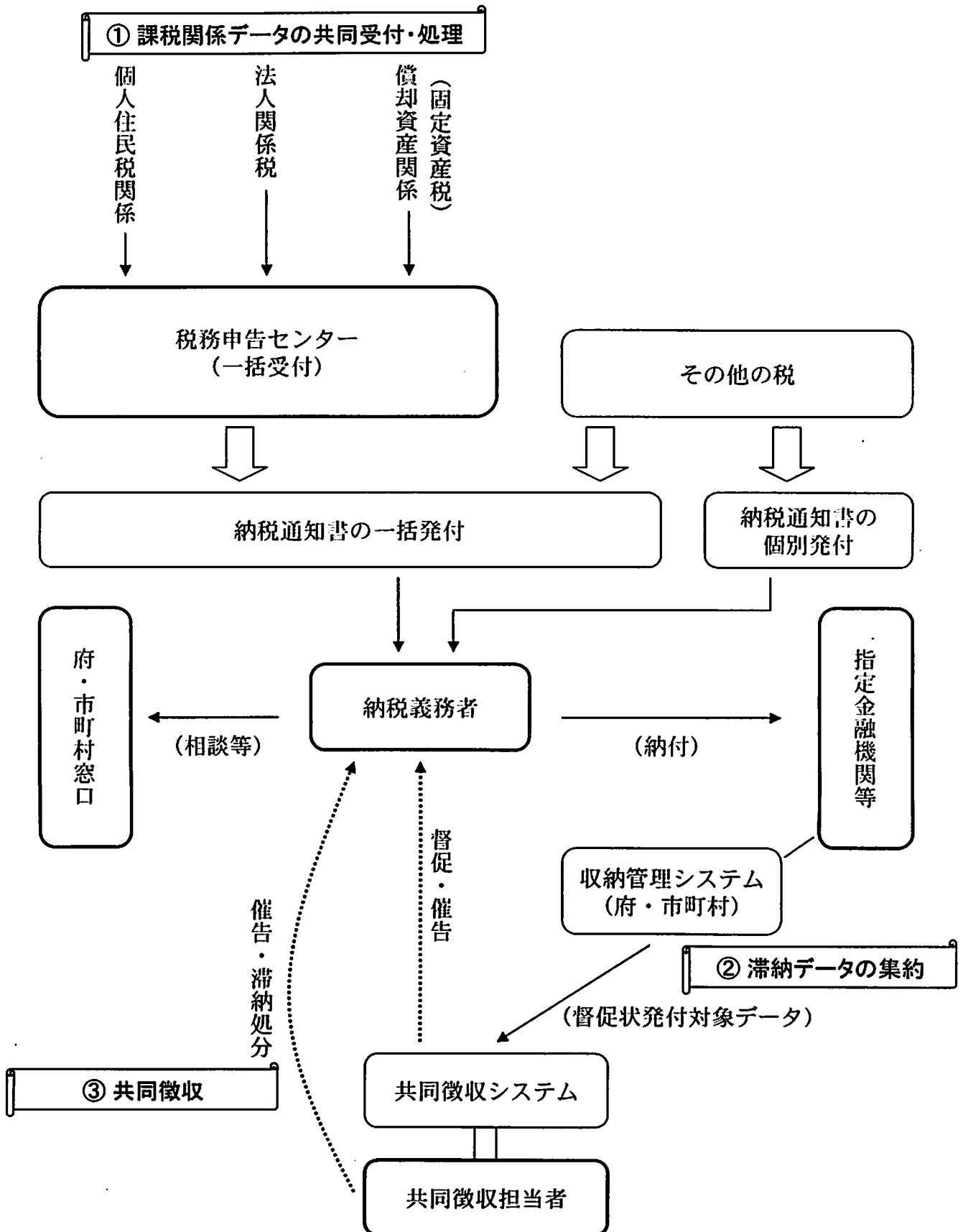


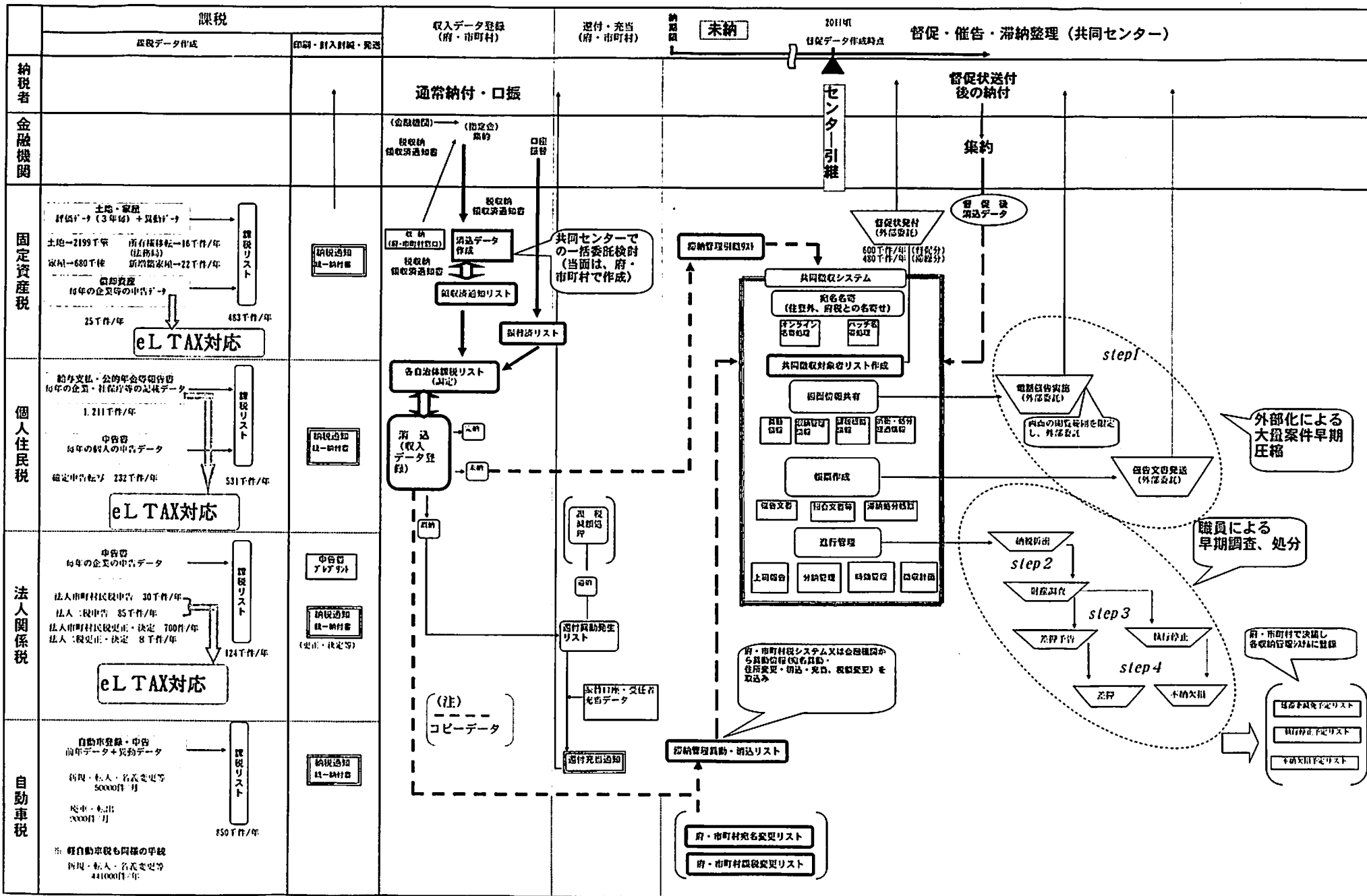
- ・ 広域連合長の選挙(市町村長によるもの)
 - ・ 広域連合議会議員の選挙(各構成団体の議会で選出)



(業務開始)

税業務の共同化の概要





京都府・市町村税業務共同化の概要

－ 資 料 －

	頁
○別紙 1 共同化を鋭意検討する業務の範囲	
・ 徴収	1
・ 収納	2
・ 課税	3～8
○別紙 2 税業務共同化スケジュール（案）	1
○別紙 3 税業務の共同化作業の現況	
・ ①共同徴収支援システムの開発状況、 データ連携のためのシステム改修	1～3
・ ②課税関係データの共同受付・処理	4～11
・ ③eLTAXの共同加入について	12
○別紙 4 共同化組織について	
・ 広域連合の設置手続と規約	1～2
・ 広域連合の組織図（案）	3～8
・ 各広域連合規約比較	9～15
・ 京都府後期高齢者医療広域連合組織図	16

共同化を鋭意検討する業務の範囲

（「税業務の共同化における業務フローの当面の方針（案）」編集）

1. 徴 収

■ 業務フロー案

- （1） 各市町村の収納管理システムから共同徴収システムへ移行するデータは「現年度分督促対象データ」、「過年度分未納データ」及び「過年度未納者に係る現年度分調定データ」
- （2） 共同滞納整理の状況は共同徴収システムへ入力
- （3） 過去の納税履歴は参照データとして市町村システムへアクセスして入手
- （4） 新たな納税履歴は共同徴収システムに蓄積
- （5） 徴収に係る作業は次のとおり
 - ① 共通の督促状の作成・発付
 - ② 滞納額100万円未満の滞納案件に係る文書・電話催告
 - ③ 文書・電話催告で完納されない滞納案件及び滞納額100万円以上500万円未満の滞納案件の各地方事務所徴収担当への引き継ぎ
 - ④ 滞納額500万円以上の滞納案件の本部特別機動整理班への引き継ぎ
 - ⑤ 本部特別機動整理班及び各地方事務所徴収担当へ引き継いだ滞納案件の、適切、効果的な整理（個別催告、財産調査、滞納処分等）

■ 整備する業務支援システム

（新規開発） 共同徴収支援システム

- ・ 名寄せ・督促・催告発付・バーコード仮消込・データ削除・帳票作成・進行管理
- ・ 府・市町村システムへ消込データ伝送（媒体連携）

（修正） 収納管理システム

- ・ 滞納引継リストの抽出
- ・ 滞納引継分の消込・異動データの抽出
- ・ 一括消込データ取込または統一納付書消込（OCR等）

■ 整理すべき課題

- ① 納税証明の参照データ（最新データ）の入手。方法は改めて検討
- ② 納税折衝上必要となる参照課税データの範囲

2. 収 納

■ 業務フロー案

(1) 消込データの集約

①-1 金融機関に納付された消込データの集約

とりまとめ金融機関から領収済通知書を共同組織へ送付

①-2 府・市町村で還付充当された消込データの集約

府・各市町村から共同組織へ送付（共同徴収システムの活用）

①-3 府・市町村で調定減額された変更データの集約

府・各市町村から共同組織へ送付（共同徴収システムの活用）

(2) 消込データの入力（共同組織）

①-1のデータを共同センターで一括入力し、①-2、①-3のデータと併せて消込データを作成

(3) 消込データの取込ルート

- ・ 消込データを共同徴収支援システムに直接取込、府・市町村の収納管理システムへ伝送
- ・ 旧府・市町村納付書に係る消込データは、府・市町村の収納管理システムから共同徴収支援システムに取込

■ 整備する業務支援システム

（新規開発） 共同センター一括消込（督促以降）システム

- ・ 一括消込データ作成（納付日毎仕訳）において、コンビニバーコード等の活用を検討
- ・ 共同徴収支援システムへ消込データ伝送
 - * コンビニシステムとの接続も検討

3. 課 税

個人住民税

■ 業務フロー案

(1) 給与支払報告等は税務申告センターで一括して受理し、税務申告センターにおいて一括入力

- (税務申告センター直接受理分) ・ 給与支払報告データ (eLTAXも活用)
- ・ 公的年金支払報告データ
- (税務署経由分) ・ 確定申告データ
- (市町村庁舎経由分) ・ 市町村申告データ (市町村税のみの場合)

(2) (1) の入力データと納税義務者の特定データ (1月1日付け住民基本台帳データ) との突合は、各市町村の既存住民基本台帳システムにおいて分離管理されたデータをセンターに集約し、入力データと突合する。(あるいは市町村において、住民基本台帳データと突合する方法もある。)

(3) 突合後のエラーチェックの方法 (要検討)

突合できなかったデータについては、次のデータ等を活用して、納税義務者の確定作業を行う。

- ・ 現在の住民基本台帳データ
- ・ 住民登録外課税データ
- ・ 申告書記載の連絡先での確認
- ・ 税務署の申告書類 (記載額のエラーの場合) 等

(4) 納税通知書等の発送時点での住所確認の方法

現在の住民基本台帳データや申告書記載の連絡先等により、納税通知書等の発送先を特定する。

■ 整備する業務支援システム

(新規開発) 共同個人住民税支援システム

- ・ eLTAX (一括入力) データ取込、住基データ突合、合算処理
- ・ 各市町村システムへデータ配信
- * 給報、申告書のイメージ取込、検索システムも合わせて導入

* 給与所得者異動届の一括入力も検討

(修正) 個人住民税システム

・ eLTAX (一括入力) データ取込

■ 整理すべき事項

- ① 入力データと住民基本台帳データとの突合において、個人情報保護の観点からの検討が必要
- ② 市町村間の特別徴収義務者番号等の調整
- ③ 同一納税義務者に係る複数の申告書の合算処理の方法
- ④ 異動届の対応 (特別徴収から普通徴収への変更、勤務会社の変更等)

法人市町村民税・法人二税 (法人事業税、法人府民税)

■ 業務フロー案

(1) 税務申告センターで一括受理、一括入力 (eLTAXも活用)

(2) 入力の手順は、法人二税の情報を入力後、法人市町村民税の情報を追加入力

※ 法人二税と法人市町村民税とで重複する入力データについては、両システムのデータ連携によって、法人二税のシステムから法人市町村民税のシステムに転記

(3) 納税義務者の特定データは、府の法人マスターデータを利用。法人市町村民税の申告書に記載された納税者情報 (法人名称、住所等) と照合後、府のマスターデータに追加管理

※ 1. 法人マスターデータの登録事項: 法人名称、住所、法人種別、事業年度、資本金額等
2. 府、市町村間の同一法人に係る法人番号の統一を早急に図ることが必要

(4) 課税データについては、府のデータをそのまま活用 (国税データとの是認作業は事前に府のデータで行う。)

(活用するデータ)

- ・ 法人税額
- ・ 試験研究費特別控除額
- ・ みなし配当控除額
- ・ 還付法人税額等控除額

- ・ 退職年金等積立金に係る法人税額

(5) 府の法人二税管理システムに市町村の分割基準データを追加入力して一元管理
(法人三税一元管理)

(追加入力するデータ)

- ・ 市町村内の事務所、事業所等の名称、所在地
- ・ 市町村分の従業者数(税割分と均等割分)

■ 整備する業務支援システム

(新規開発) 共同法人市町村民税・収納支援システム

- ・ eLTAX(法人二税システム*)データ取込、課税計算、調定、収納納通、プレプリント

* 事業所住所、分割基準等は、各市町村毎に手入力

(修正) 府法人二税システム

- ・ 共同法人市町村民税・収納支援システムとのデータ連携

■ 整理すべき事項

① 法人三税一元管理の方法

ア. 法人二税のシステムをカスタマイズして、法人市町村民税の管理も併せて行えるようにする。

イ. 法人市町村民税において、既存のパッケージソフトを活用し、共同システムとして運用した上で、法人二税のシステムとの連携を図る。

② 府、市町村間の法人番号管理の調整

■ 完成型

共通サーバーでの一元管理

固定資産税(償却資産)

■ 業務フロー案

税務申告センターで一括受理、一括入力(eLTAXも活用)、共通サーバーで一元管理。この場合、既存の償却資産管理パッケージソフトの活用も検討

■ 整備する業務支援システム

(新規開発) 共同固定資産税(償却資産)支援システム

- ・ eLTAX(一括入力)データ取込、課税計算、調定
- ・ 各市町村システムへ調定データ配信

(修正) 収納管理システム

- ・ 調定データ取込

■ 整理すべき課題

市町村間の納税者番号管理の調整

固定資産税(土地、家屋)

■ 業務フロー案

(1) 異動データ及び家屋の評価額は地方税事務所で一括入力

- ※ 1. 異動データについては、法務局から一括入手
- 2. 家屋の評価については、木造、非木造に拘わらず、共同で評価

(2) 入力したデータは、ブリッジシステムでそれぞれの市町村システムに移行

- ※ 1. 評価作業は、現行に準じた共同作業
- 2. 土地、家屋に係るシステムは、原則として、市町村の現行システムを使う。

■ 整備する業務支援システム

(新規開発) 固定資産税(土地・家屋)一括入力システム

- ・ 法務局異動データ取込
- ・ 一括入力データ取込
- ・ 各市町村システムに移行(ブリッジシステム)

(修正) 固定資産税システム

- ・ 一括入力データ取込

■ 整理すべき課題

- ① 固定資産税の納税通知書における償却資産の取扱い(「合算」を行うかどうか。)
- ② 不動産取得税の課税業務の簡素化

- ・ 府税システムへのデータ移行方法（例えば、ブリッジシステムに入力した異動データ及び家屋の評価額のうち、不動産取得税の対象となるものをデータ連携により府税システムに取込）
- ・ 異動データに係る課税標準額の取得方法（市町村又は法務局）等

■ 完成型

基幹業務システムへの一本化を行うとともに、データはGISシステムの関連データとして一元管理

※ 不動産取得税の課税データについては、固定資産税（土地・家屋）のシステムにおいて統合管理

軽自動車税

■ 業務フロー案

- （１） 軽自動車等（原動機付自転車を除くもの）は共通サーバーを設置し、税務申告センターで一括入力（補正入力の際の真正データの確認方法は要検討）。この場合、既存の軽自動車税管理パッケージソフトの活用も検討
- （２） 原動機付自転車は現状の処理を継続

■ 整備する業務支援システム

（新規開発） 軽自動車等一括入力システム*

- ・ 一括入力データ取込
- ・ 各市町村システムへデータ配信
- * 共同の課税システム処理も今後検討

（修正） 軽自動車税システム*

- ・ 一括入力データ取込

■ 整理すべき課題

- ① 入力項目の調整
- ② 軽自動車等分だけ共同の課税システムで処理することも検討

市町村たばこ税

税務申告センターで一括受理、一括入力、一元管理。この場合、既存のシステムを活用し、現行どおりで運用（府、市町村の各たばこ税のシステムで調定、消込）

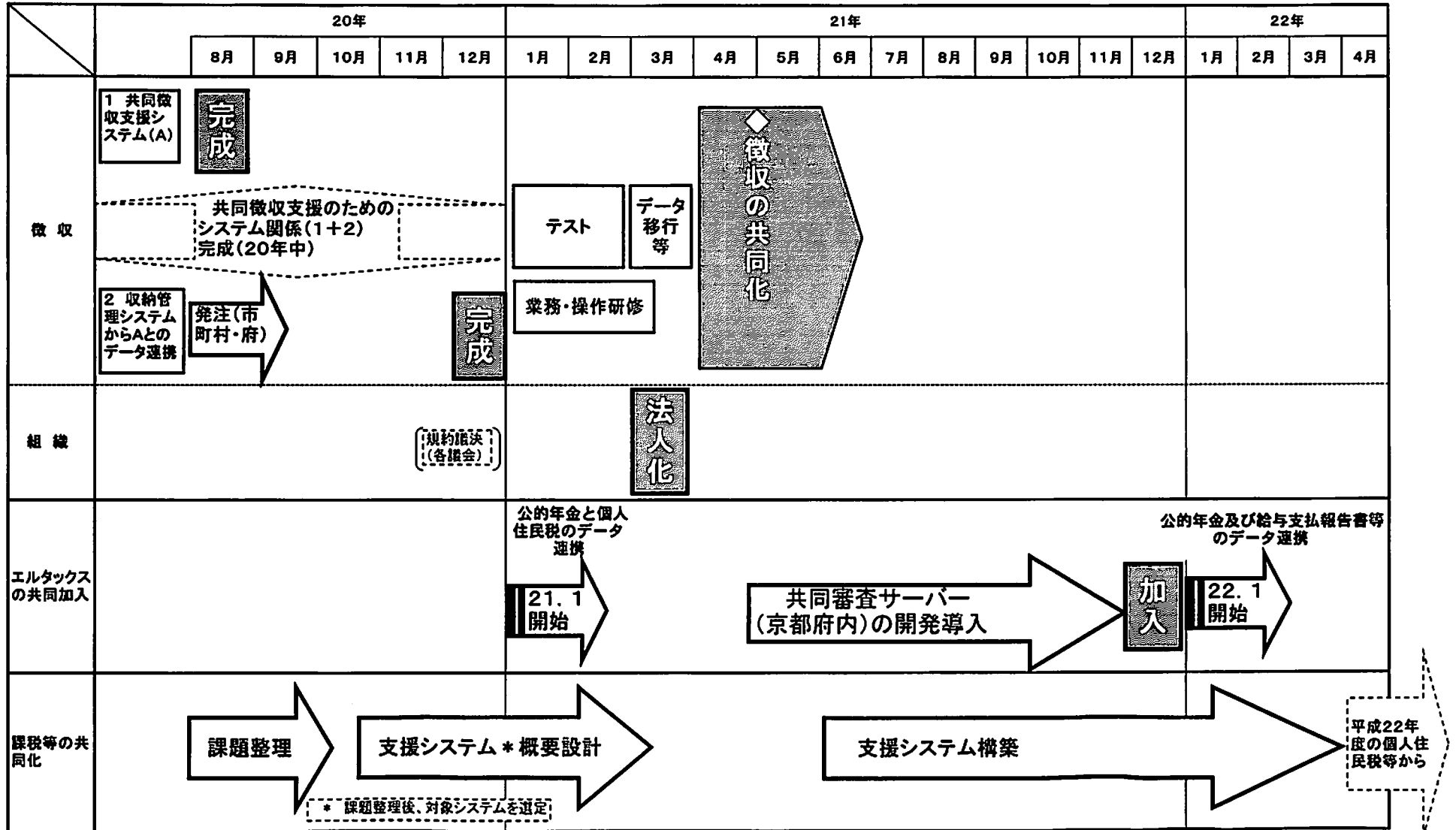
※ 納税対象者…日本たばこ産業、TSネットワーク他10社程度

その他

- 自動車税、自動車取得税
- 軽油引取税
- 個人事業税
- ゴルフ場利用税
- 諸税（入湯税等）

現状の処理を継続（徴収段階から共同処理）

税業務共同化スケジュール(案)



税業務の共同化作業の現況

1 共同徴収支援システムの開発状況、データ連携のためのシステム改修

(1) 共同徴収支援システムの開発状況

- ・ 京都府：振興協会＝1：1 84百万円
- ・ 平成20年8月中に完成予定（現在、関係職員による動作・機能確認中）

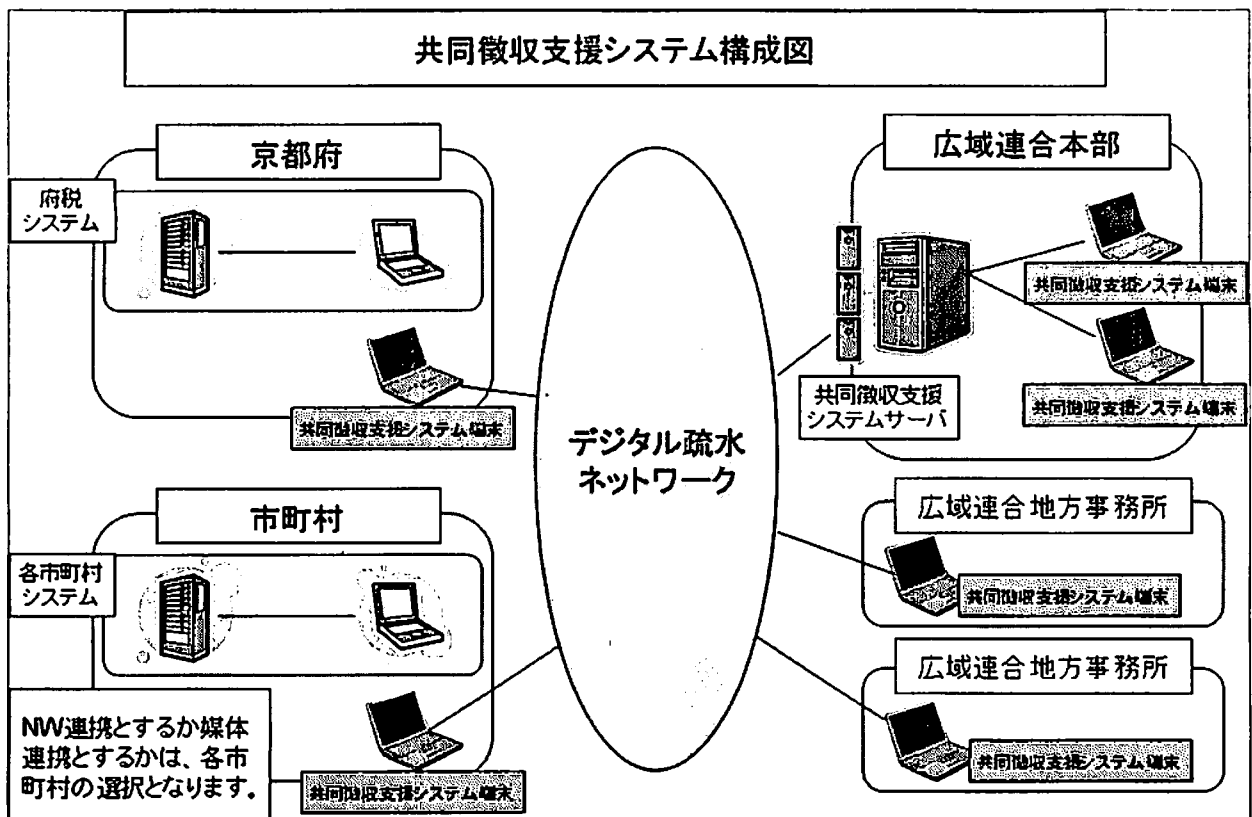
(2) データ連携のためのシステム改修

京都府・市町村のシステムから督促状発付対象データを抽出し、共同徴収支援システムに引き継ぐことができるようにするためのシステム改修を実施

京都府：平成20年8月中に発注

市町村：平成20年9月までに発注

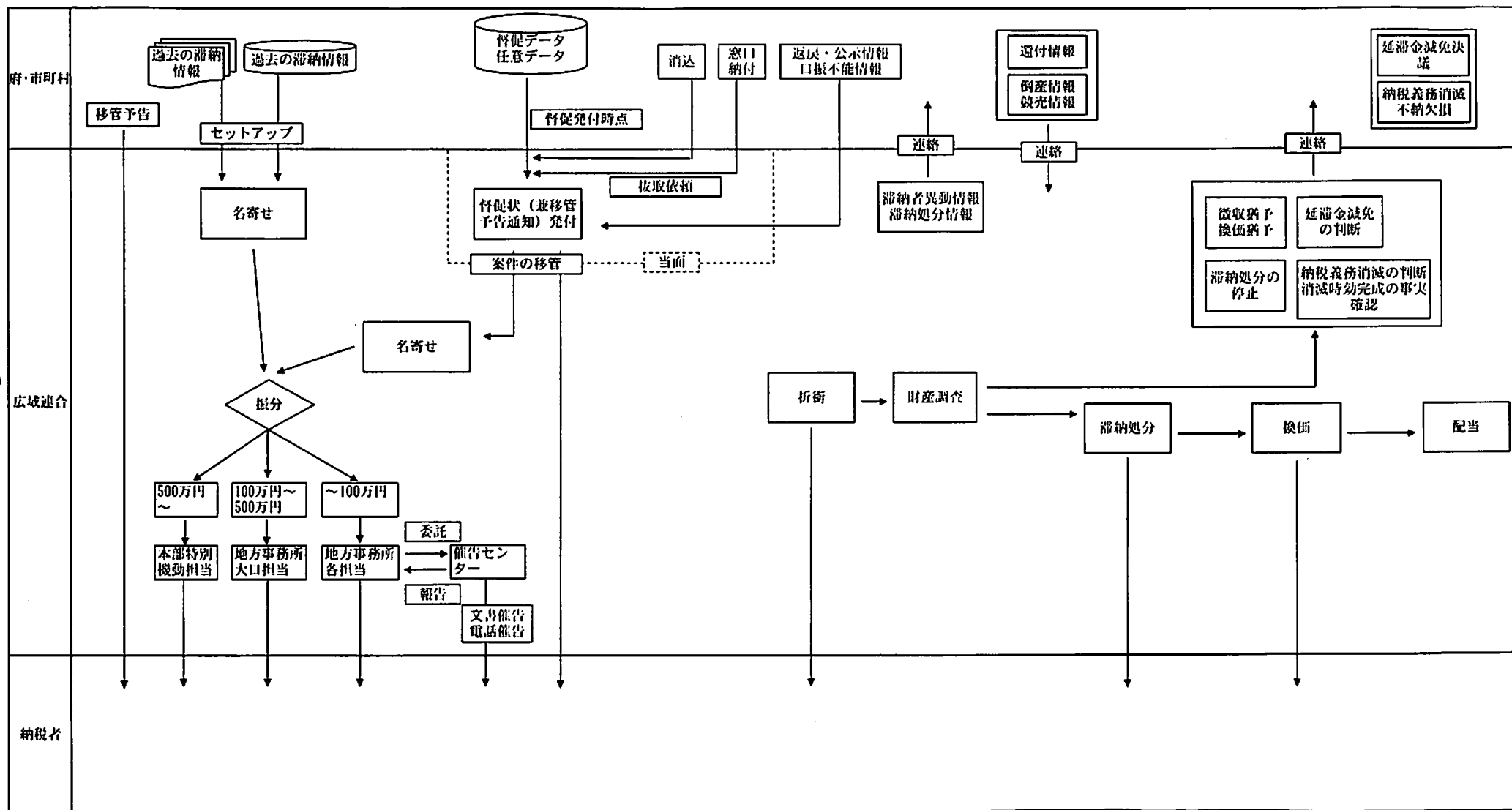
10月以降テスト実施予定



徴収業務の事務処理案

課 題 等	事 務 処 理 案
案件の移管	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の滞納分は、業務開始時点までにデータのセットアップを行う ○ 新規発生分は、督促状発付時点のデータを伝送する ○ 伝送するデータは、必須データ及び任意データとする
事務分担	<ul style="list-style-type: none"> ○ 500万円～は本部特別機動担当 ○ 100万円～500万円は各地方事務所大口担当 ○ ～100万円は各地方事務所一般納税担当
催告センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 比較的少額の案件に対して、移管後数ヶ月間に集中して電話催告、文書催告を行う
納税折衝	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文書、電話による催告を基本とする ○ 原則、集金徴収は行わない ○ 延滞金、加算金、督促手数料は法律どおり徴収する
徴収猶予、換価猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産、生活状況を調査し、要件に該当すると判断したときは、猶予を行う
財産調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移管後、早期に財産調査に着手する ○ 広域連合長（徴税吏員）名義で調査を行う ○ 捜索についても積極的にを行う
滞納処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合長（徴税吏員）名義で執行する ○ 処分は、課税団体毎に区分して行う ○ 差押財産は、インターネット公売も活用し積極的に換価する ○ 複数の団体に滞納がある場合は、原則、納期限の最も古い債権を有する団体分を最優先し、その後昇順とする
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村・府は、強制換価手続の開始、倒産等の早急に債権保全措置を講じる必要があると判断される情報を入手したときは、直ちに広域連合に連絡する ○ 広域連合で判明した滞納者の異動情報等は、市町村・府に送付する
延滞金減免等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞金減免等の課税権に係わる処分は、広域連合の調査等に基づき市町村・府で意思決定を行う
滞納処分の停止、不納欠損	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全案件について調査を行う（滞納処分の停止を経ない不納欠損は行わない） ○ 広域連合で、消滅時効の完成、滞納処分の停止期間の満了を管理し、不納欠損となる案件について、広域連合においてリストを作成する ○ 市町村・府は、適当と判断した場合は、不納欠損の処理を行う

徴収業務フロー（案）



2 課税関係データの共同受付・処理

1 エルタックスの共同加入

○平成21年1月からの公的年金支払報告書のエルタックス（電子申告）による電子データの授受が開始されることを契機に、全税目等（個人住民税（公的年金支払報告書、給与支払報告書）、法人関係税、固定資産税（償却資産））の授受についてもエルタックスを利用し、共同受付することで、企業及び税理士等の申告書提出業務の負担軽減を図るとともに、行政側の受付・チェック・入力事務のコストを削減する。

また、エルタックスの共同加入・運用により、加入・運用コストの削減を図る。

2 個人住民税の共同化

(1) 業務課題の対応について

①大量反復業務の効率化

○課税資料をセンターで一括受付・入力処理を実施することで、重複する管理業務（各種準備、業務指導、事業所への調査）を削減する。

○業務フローを見直し、業務の標準化・集中化により、単純業務の外部化を促進し、職員の負担軽減を図る。

②課税調査の強化

○広域連合として、事業所への立入調査や未申告者の所得調査マニュアルを作成し、国税と連携して調査を実施することで公平公正な賦課業務の推進を図る。

○共同化によるスケジュール調整により、扶養親族調査等の照会回答業務の効率化を図る。

③納税者利便性の向上

○エルタックスを共同受付することで、企業の給与支払報告書提出業務の負担軽減を図る。

○紙の申告についても、共同受付することで、企業側の提出コストを削減する。

(2) 共同化における業務フローの方針等

○給与支払報告書の受付及び当該データの入力並びに住民特定の作業は共同センターで一括して行う。

- ・企業及び税理士等から共同センターへ提出された課税資料と各市町村へ提出された課税資料を併せて、共同センターで、当該データの入力を一括して行う。
- ・入力されたデータと各市町村から集約した住基参照ファイルを一括して突合する。
- ・突合処理の結果、突合できなかったデータ（エラー）については、原則として共同センターで、エラー処理を行う。

(3) 残された課題

○住民特定処理

- ・共同受付センターへの市町村システムの住基参照ファイル（1 / 1）の取込方法、頻度

○事業所DBの構築・運用

- ・重複する事業所コードの名寄せ、普通徴収の事業所登録、法人市町村民税システムからのデータ取り込み（開業・閉鎖情報）

○エラー処理効率化のための業務支援システム

- ・課税資料を画像イメージで取り込み、各市町村システムの個人番号とリンクさせ、エラー処理時の検索業務を効率化

○業務手順の標準化

- ・住民特定時期、手順（パンチ前後、住登外判断）
- ・チェックの時期、手順（合算、扶養）

3 法人関係税の共同化

(1) 業務の内容及び課題

重複する業務を念頭に、スケールメリット（公平公正の確保、業務効率化、納税者利便）を最大限発揮する共同化業務フローの構築を目指す。なお、法人関係税の収納管理については、当面、各構成団体の現状の収納システムによる消し込み、還付・充当等の処理を行うことを前提に、収納データも含め一体的に管理できる課税・収納業務連携システム、業務フローの構築を段階的に検討する。

業務	共同化組織における業務内容	課題
納税義務者の把握・登録	①法人基本情報の一元管理 ②申告書等プレプリントの一括発送 ③法人調査等による課税客体の捕捉	①法人設立等届出に係る受付業務 ②証明書（事業証明書）交付
相談・指導	①本部、地方事務所等での相談・指導業務の分担 ②OJT、OFF-JTによる人材育成	①相談窓口の配置、納税者への周知 ②必要人員の適正配置 ③各構成団体の条例、規則等の習得
申告受付、入力	①申告書の受付、課税情報の入力、税額計算等の一括処理 ②eL TAXを活用した申告情報の一括処理 ③未申告法人への申告督促 ④各構成団体への課税情報の配信	①照会・質問への適切・円滑な対応のための仕組みの構築 ②大量の申告書類の適正管理 ③各構成団体の業務フローに対応したデータ入力・処理の構築 ④共同システムからの集計データの各市町村への提供
調査	①国税データとの自動是認 ②本部、地方事務所等による税務署調査、法人調査	質問検査権の付与

是認、更正・決定、加算金決定	①調査に基づく調定異動データの一括入力 ②各構成団体への修正後データの配信 ③更正・決定通知の一括発送	更正・決定通知書等の決裁、発送の仕組み
収納管理	当面、共同化組織から提供する課税情報に基づき、各構成団体が既存システムにより収納管理（消し込み、還付・充当等） 納税証明書交付…地税法20条の10に基づき、各構成団体が交付 未収金…共同化組織（共同徴収）へ移行	①未登録・未申告法人からの納付 ②申告書（原本）の保管先 ③申告納付～納税証明書交付までのタイムラグ ④各構成団体の収納システムと共同システムとのデータ連携

（２）今後の検討作業

収納データも含めた法人課税システム、業務フローの構築は、次の進捗段階があることを踏まえ引き続き検討する。

I 段階	調定データを各構成団体に提供する狭義の課税業務支援システム・業務フローの運用開始
II 段階	調定～収納までを管理するスタンドアロン型の法人システムを使用する構成団体が多いことから、既存システムに換え、収納データも含め、一体的に管理できる課税・収納業務連携システム・業務フローの構築
III 段階	全税目にわたる納税通知書、納付書の統一や一括消込システム構築等による法人に関する全業務の共同処理

4 償却資産課税の共同化業務概要

償却資産分離課税方式（第1案）

申告書の発送・受理・審査等

- 共同化組織は、各市町村より、宛名データ及び前年度資産に係る申告書、種別明細書、資産明細書データを受け取り、事前調査によりリストアップした新規宛名データと合わせ、標準化した「償却資産申告の手引き」「償却資産申告書」「種別明細書」（増加資産、全資産用）（減少資産用）「償却資産一覧表」を打ち出し、封入作業を行い、個人事業者・法人へ発送する。
- 市町村又は共同化組織は、受理した申告書（窓口申告、郵送申告、電算処理申告、eL TAX による申告）に各市町村の受理印を押印し、申告者に控えを返却する。
- 受理した申告書の原本は、各市町村が保管（eL TAX による申告の場合は共同審査サーバーに保管）し、控え（入力用）を共同化組織が受け取り、審査の後、「償却資産課税支援システム」による新規、取消、修正等の異動入力処理を行い、償却資産課税台帳用データとして各市町村に引き継ぐ。

納税通知書の送付

- 各市町村は、償却資産課税台帳用データをもとに「償却資産課税台帳」を作成し、共同化組織は、固定資産税（償却資産分）として納税通知書を作成し納税義務者に送付する。

調査等

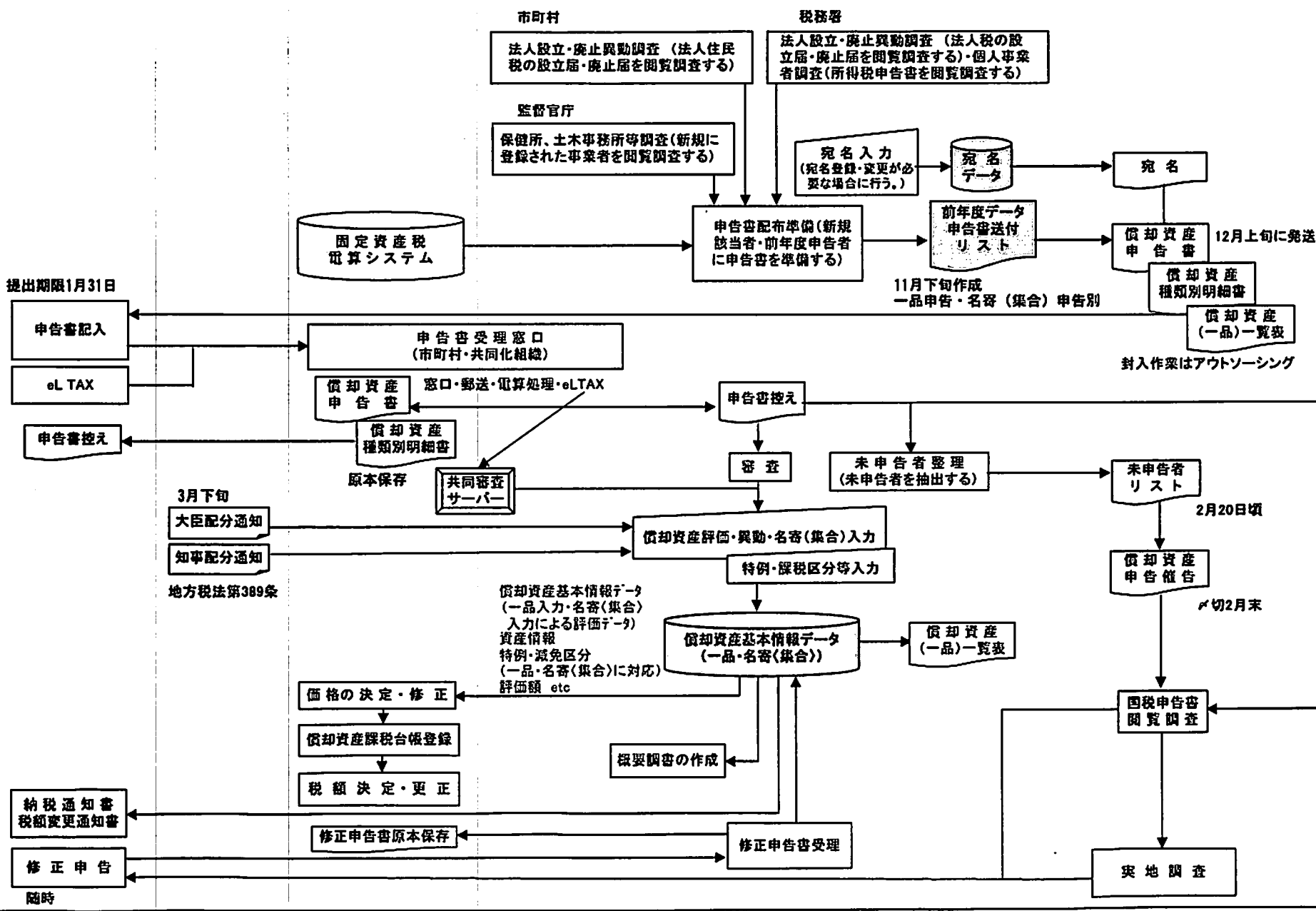
- 共同化組織は、受理した申告書の控えにより未申告者を抽出、未申告者リストを作成し、マニュアルを策定して書面及び電話により催告する。
- 共同化組織は、各市町村と協議して、申告義務者について、税務署において個人事業者の所得税（青色、白色）申告書並びに法人の法人税申告書及び決算書の閲覧調査をマニュアルを策定して実施する。
- 共同化組織は、各市町村と協議して、地方税法第408条に基づく実地調査について、年次計画、中期計画、長期計画を定めるとともに、実地調査の時期及び調査対象者の選定、帳簿調査、実地調査の技法等マニュアルを策定して実施する。

京都府・市町村税務共同化組織業務フロー(固定資産税)イメージ 分離課税方式(第1案)

業務内容
償却資産課税業務

地方税法第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)、第383条(固定資産の申告)、第408条(固定資産の実地調査)、第409条(固定資産の評価) ほか

個人事業者・法人 国・京都府 市町村 共同化組織



6

5 軽自動車税の共同化

(1) 軽自動車税業務について

軽自動車税は、地方税法第442条の2第1項により「軽自動車等に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する」とされ、第447条により申告の義務が納税義務者に課されている。

- ① 軽自動車等の申告書は、市町村窓口受付分と京都地方税務協議会受付分とがあり、地方税務協議会では、受付後、紙ベースの「軽自動車税申告書」を市町村ごとに仕分けし、送付
- ② 市町村では、提出又は送付された申告書記載事項を電算システムに手入力
- ③ 入力時に、納税（申告・報告）義務者名・住所を手掛かりに、住基から納税義務者を検索し、確定させた後、続いて他項目を入力
- ④ 定置場（住登外）課税の場合においては、宛名の作成をした後、続いて他項目を入力
- ⑤ 随時に申告書を入力し、データチェック（読み合わせ）を行い、賦課期日（4月1日）を基準日に、賦課決定、納税通知書の発送を行う。

(2) 共同化の課題

申告書を電算システムに手入力していること

(3) 共同化の検討状況

現状の課題である申告書の入力について、紙ベースの申告書を電子データ化し、各市町村に送付することで事務の迅速化と入力作業の省略化を図る。

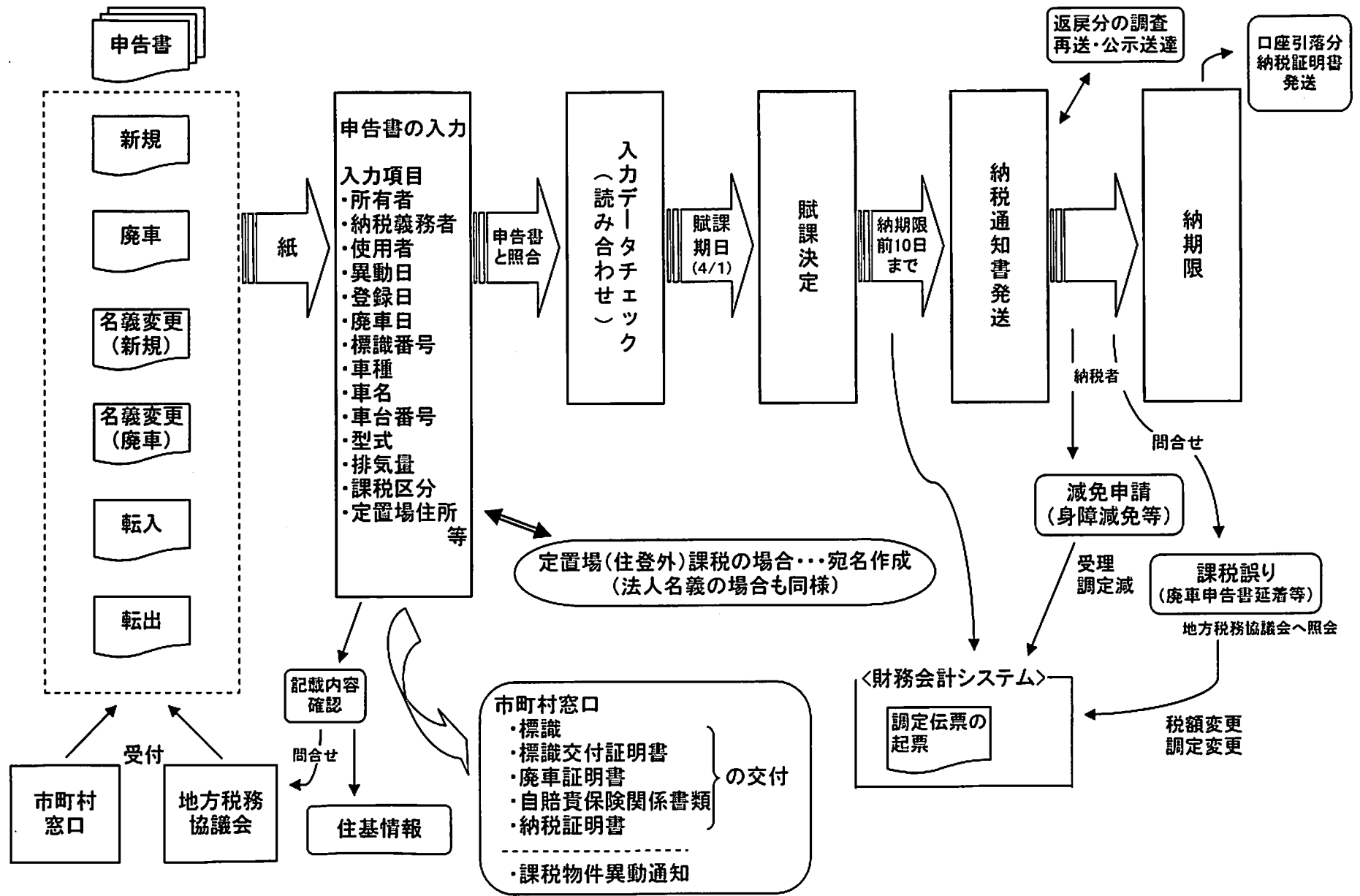
なお、市町村窓口で受付している原付等の申告書については、現状の処理を継続する。

- ① 電子データの提供、取込みを行うには、各市町村システムにあわせたデータ処理の対応、改修が必要であり、それに伴う初期費用と毎年度の運営費用が発生。
- ② 申告書の電子データ提供を受けている福岡県内の自治体を参考に検討を進める。

(4) 整理すべき課題

- 電子データ提供を受けるに際し、地方税務協議会の事務負担、各市町村からの分担金等への影響
- 地方税務協議会の事務内容、運営、組織等のあり方

軽自動車税事務処理フロー



3 eLTAXの共同加入について

1 現状

- 給与支払報告書等の入力作業等に相当なコスト（負担）発生
（●煩雑な作業が一時に集中（1月～6月）し、超勤の温床）
- 参加市町村が少ないため、eLTAXの利用率*が伸びない。
（*H20.7.30 近畿平均約11%）
- 企業から給与支払報告書を全市区町村で受け付けるよう強い要請がある。
- 公的年金と個人住民税のデータ連携（H21.1～）に伴い、22年12月までに全市町村がeLTAXに加入（総務省方針）

2 効果

<府内市町村>

- ◎ 開封、点検（項目、計算）、仕分け、入力、書類整理業務削減

{	給報・年金・・・100万枚	法人市町村民税・・・3万枚
	固定資産税（償却資産）・・・2.6万枚	

<企業側>

- ◎ 市町村毎の提出業務（入力、仕分け、点検、郵送）削減

3 課題と対応方向

<コスト削減>

- 共同審査サーバー（京都府内）の開発による導入・運用費削減

<運用負担減>

- 審査、問合せ対応等の共同化による業務負担軽減

共同化によるコスト削減効果（25市町村分計）

単位：千円

	会費	運用関係費	審査サーバー維持経費(年間)	初期導入費用
各市町村個別加入・運用	1,187	9,577	37,000	140,000
府・市町村共同加入・運用	1,187	9,577	25,000	60,000
共同化による削減見込	0	0	△12,000	△80,000

※1 21年度導入団体は、21年度及び22年度前半の運用関係費は免除

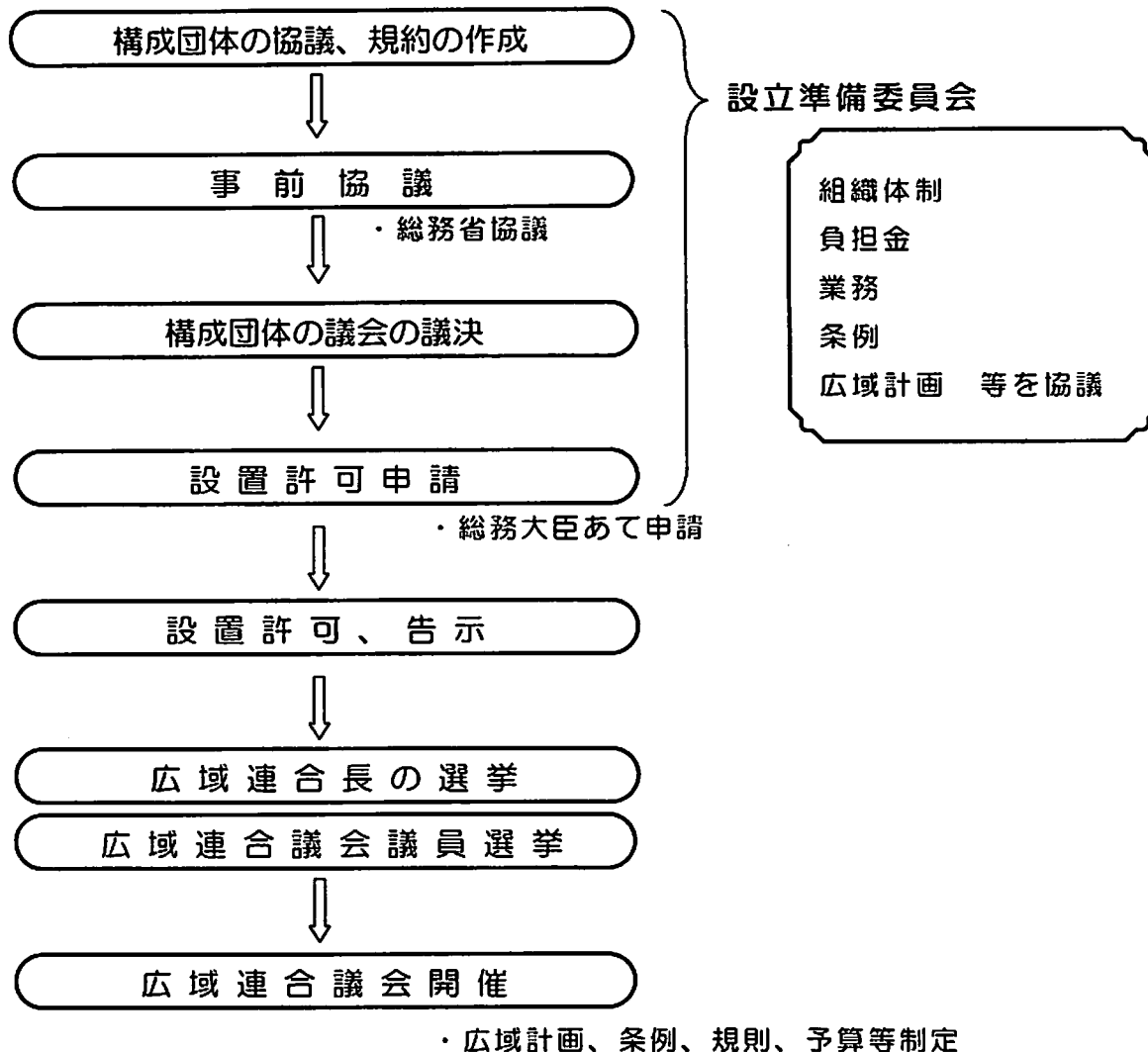
※2 各市町村単独加入・運用は、ASPの活用による推定経費。府・市町村共同加入・運用は、共同審査サーバー（京都府内）による推定経費。（いずれも、審査端末経費を除く。）

4 共同加入時期

全税目等（個人住民税（公的年金特徴、給与支払報告書）、法人市町村民税、固定資産税（償却資産））について21年12月から加入

広域連合の設置手続と規約

【設置手続の流れ】



■地方自治法第284条第3項

普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

■地方自治法第291条の11

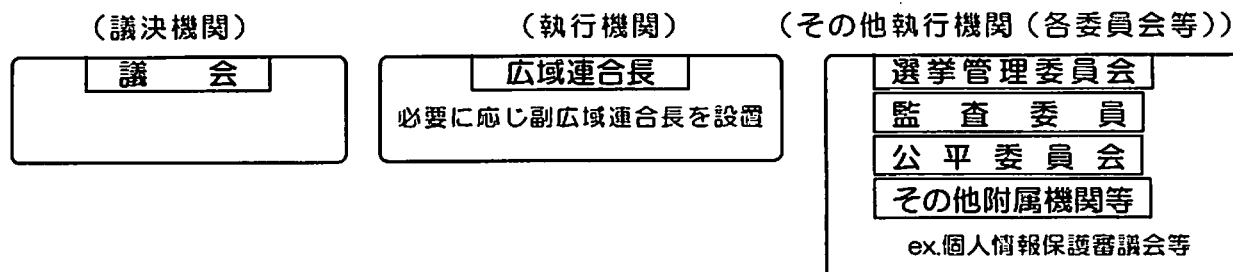
第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【広域連合の規約】

広域連合の規約において、以下の事項について規定（地方自治法第291条の4）

- ・ 広域連合の名称
- ・ 広域連合を組織する地方公共団体
- ・ 広域連合の区域
- ・ 広域連合の処理する事務
- ・ 広域連合の作成する広域計画の項目
- ・ 広域連合の事務所の位置
- ・ 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ・ 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- ・ 広域連合の経費の支弁の方法

（参考）広域連合の運営機構



☆ 議会、長、選挙管理委員会等の組織及び選挙方法等は規約で決定

☆ 京都府後期高齢者医療広域連合の例

議会議員 30人、副広域連合長 6人以内、選管委員 4人、監査委員 2人、公平委員 3人

広域連合の組織図（案）

※ 太字は21年度の配置を予定

本 部（府内1箇所）

【組織】

総務、電算等担当

議会、電算管理、個人情報保護等

課税担当

徴収担当

業務指導、大口困難案件滞納整理等

税務申告センター

課税申告受付担当

納税通知・催告担当

文書催告、電話催告等

【論点】

- 実施業務は、府内1箇所での一本処理が適している業務
- 事務所は、京都市内を想定

京都地方税事務所（府内複数箇所）

【組織】

総務担当

経理、庁舎・物品管理等

課税担当

徴収担当

債権管理、大口困難案件処理、財産調査、滞納処分等

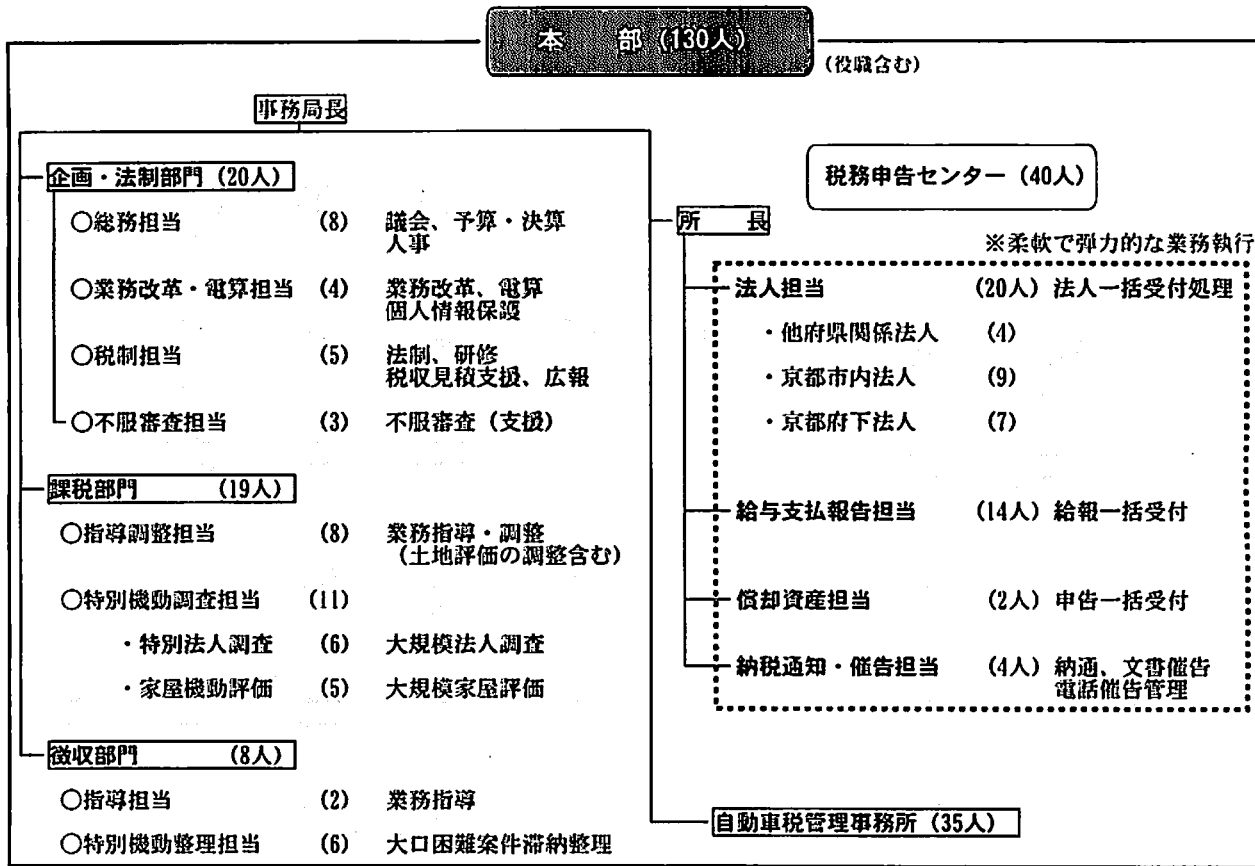
市町村庁舎等

【論点】

- 実施業務は、住民との対面でのやりとりが必要な業務や市町村長等名義で行うべき業務
- 今後、広域連合として行う業務と市町村等で行う業務を整理した上で、市町村庁舎等の体制を検討（徴収業務については、本部と京都地方税事務所での実施のみ）。

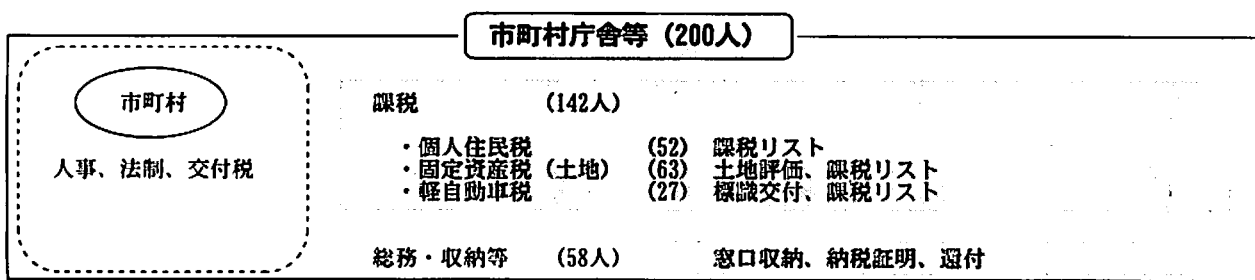
広域連合の業務組織デザイン

(試算)



京都◎◎地方税事務所 (360人) (役職含む)

		京都・乙訓	山城	南丹	中丹	丹後
所長						
総務部門 (16人) 経理、庁舎、物品管理						
事業課税・間接税部門 (58人) (税務署単位編成)						
○法人・個人事業担当 (38) 法人調査、個人事業税						
○間接税担当 (20) 軽油引取税、入湯税等						
資産課税部門 (112人) (法務局単位編成)						
○家屋・償却資産担当 (81) 家屋、償却の評価、調査		144	96	31	44	23
○取得調査担当 (31) 不動産取得税						
徴収部門 (152人) (市町村グループ編成)						
○収納担当 (24) 窓口収納、債権管理						
○大口滞納整理担当 (25) 大口困難案件処理						
○地域別担当 (103) 財産調査、滞納処分						



業務組織イメージ（課税関係）

※名称等は全て仮称

本部

窓口一本化機能、大量反復作業、高度専門処理

部門	担当	担当業務	業務見直し
○指導部門	・指導調整担当	課税業務の企画立案、指導調整（土地評価の調整を含む）	
○一括受付処理部門	・法人一括受付・処理担当 ・個人住民税給与支払報告担当 ・固定資産税償却資産担当	法人関係税申告書受付審査、データ管理（配信）、委託管理 たばこ税申告書受付審査 報告書等受付審査、データ配信、委託管理 申告書受付審査、データ配信、委託管理	電子申告の推進 入力業務委託の検討
○特別機動部門	・特別法人調査担当 ・家屋機動評価担当	大規模等法人の調査 大規模等特殊家屋の評価	
○納通処理部門	・納税通知管理担当	納税通知書の一括作成・発送、委託管理	外部委託を検討

＋府単独で一本処理する業務 自動車税

地域センター

法人、固定資産（家屋・償却資産）の調査、間接税業務

○事業税部門	・法人関係調査担当 ・個人事業調査担当	法人関係税相談、調査（未申告・未登録、税務署、給報等） 個人事業の調査、個人事業税の処理	
○資産税部門	・家屋・償却資産調査担当 ・取得調査担当	家屋・償却資産の評価、調査 登記所調査、不動産取得税の処理	
○間接税部門	・間接税担当	軽油引取税、ゴルフ場利用税、鉱区税、（入湯税、鉱産税）の処理（・調査）	

市町村庁舎等

固定資産税（土地の評価、課税リスト）、個人住民税（課税リスト）等
窓口業務（台帳縦覧、相談、証明等）、課税権に基づく決議

業務組織イメージ（徴収関係）

※名称等は全て仮称

本部

大量反復作業（一斉催告）、高度専門処理

部門	担当	担当業務	業務見直し
○指導部門	・指導担当	徴収業務の企画立案、指導	
○催告部門	・文書催告担当 ・電話催告担当	電算による一斉文書催告の企画、管理 一斉電話催告の企画、管理	外部委託 外部委託 又は臨時職員
○特別機動整理部門	・特別機動整理担当	大口困難案件の滞納整理（滞納額500万円以上）	

の

地域センター

納税折衝、滞納処分（差押え等）

○滞納整理部門	・窓口担当	窓口収納 一時保管金の管理	
	・大口担当	大口案件の滞納整理（滞納額100万円以上）	
	・地域担当 各センターに 1～3担当 { ・A市担当 ・B市・C町担当 … }	各地域内案件の滞納整理	

市町村庁舎等

窓口業務（収納、相談、証明）、還付・充当、課税権に基づく決議

税務共同化後における業務デザイン（25市町村・府）

（単位；人）

業務区分		現行（A）	共同化後（B）	差引（B－A）	備考
課 税	申告受付 法人関係税 個人住民税 固定（償却資産）	116	44	▲72	○ 削減割合62% 〔重複排除、集中処理〕 電子申告、外部化
	課税資料収集	70	45	▲25	○ 削減割合36%
	税額算定等	104	78	▲26	○ 削減割合25%
	評価 固定資産税 不動産取得税	89	78	▲11	○ 削減割合12% (業務見直し)
	調査業務	36	39	+3	○ 増員
	諸税(個人事業、軽油、軽自)	99	99	0	◎ 今後業務見直し
徴 収	徴収(滞納整理)	213	136	▲77	○ 一斉催告で▲48 (文書・電話) ○ 調査・差押▲2 (外部化)
	収 納	97	81	▲16	○ 消込業務で▲11
総務等(役職者含む)		134	90	▲44	○ 削減割合33%
合 計		958	690	▲268	

税務共同化後における業務デザイン素案（試算）

総括表

業 務 区 分		現 行 業 務 量 A (人)	共同化後試算 (外部委託等含む) B (人)	差 引 C (B-A) (人)	削 減 割 合 D (C/A) (%)
課 税	法人関係税 <small>法人市町村民税 法人府民税 法人事業税</small>	68	34	▲ 34	50.0%
	個人住民税	108	66	▲ 42	38.9%
	(外部委託等)	34	9	▲ 25	73.5%
	資産税 <small>固定資産税 不動産取得税</small>	239	184	▲ 55	23.0%
	諸 税 <small>軽自動車税 個人事業税 自動車税等</small>	99	99	0	0.0%
	計	514	383	▲ 131	28.5%
(外部委託等)	34	9	▲ 25		
徴 収	徴 収	213	136	▲ 77	36.2%
	収 納	97	81	▲ 16	16.5%
	計	310	217	▲ 93	30.0%
共 通	<small>総務、電算、 税制 等</small>	134	90	▲ 44	32.8%
総 計	計	958	690	▲ 268	29.5%
	(外部委託等)	34	9	▲ 25	

(注) 平成18年度職員定数を基に試算

各広域連合 規約比較

税務共同化（広域連合）（案）	静岡地方税滞納整理機構	京都府後期高齢者医療広域連合
<p>（広域連合の名称） 第1条 この広域連合は、<u>（名称）</u>（以下「広域連合」という。）という。</p> <p>（広域連合を組織する地方公共団体） 第2条 広域連合は、<u>京都府及び京都市を除く京都府内の全市町村</u>（以下「構成団体」という。）をもって組織する。</p> <p>（広域連合の区域） 第3条 広域連合の区域は、<u>京都府の区域</u>とする。</p> <p>（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) <u>（徴収の共同化に関する規定）</u> (2) 構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務 (3) <u>（課税の共同化の調査研究に関する規定）</u></p> <p>（広域連合の作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1) <u>地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務</u>に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関する</p>	<p>（広域連合の名称） 第1条 この広域連合は、静岡地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）という。</p> <p>（広域連合を組織する地方公共団体） 第2条 広域連合は、<u>静岡県及び静岡県内の全市町</u>（以下「構成団体」という。）をもって組織する。</p> <p>（広域連合の区域） 第3条 広域連合の区域は、<u>静岡県の区域</u>とする。</p> <p>（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、県又は市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務 (2) 構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務 (3) 徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務</p> <p>（広域連合の作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1) <u>地方税の滞納整理事務</u>に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関する</p>	<p>（広域連合の名称） 第1条 この広域連合は、<u>京都府後期高齢者医療広域連合</u>（以下「広域連合」という。）という。</p> <p>（広域連合を組織する地方公共団体） 第2条 広域連合は、<u>京都府の区域内のすべての市町村</u>（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>（広域連合の区域） 第3条 広域連合の区域は、<u>京都府の区域</u>とする。</p> <p>（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第48条に規定する後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）</u>を処理する。</p> <p>（広域連合の作成する広域計画の項目） 第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。 (1) <u>後期高齢者医療制度の運営</u>に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する</p>

こと。

- (2) (課税の共同化の調査研究)に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
 (3) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、(〇〇市)に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、(〇〇人)とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、(対象者)のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) (〇〇〇〇 〇人)
 (2) (〇〇〇〇 〇人)
 (3) (〇〇〇〇 〇人)

3 (選挙方法に関する規定)

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、静岡市に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、8人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、構成団体の長(知事を除く。次条において同じ。)及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を、第1号にあっては静岡県議会、第2号及び第4号にあっては各市議会、第3号及び第5号にあっては各町議会において選挙する。

- (1) 静岡県議会議員 2人
 (2) 市長 2人
 (3) 町長 1人
 (4) 市議会議員 2人
 (5) 町議会議員 1人

2 静岡県議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 各市町議会における選挙については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 第1項第2号に掲げる者 すべての市長をもって組織する団体又は構成団体(市に限る。)の長の総数の8分の1以上の者
 (2) 第1項第3号に掲げる者 すべての町長をもつ

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、京都市の区域内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、30人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該関係市町村の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 京都市 4人
 (2) 宇治市 2人
 (3) 前2号に掲げる市以外の市町村 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条第1項から第4項までの例による。

て組織する団体又は構成団体（町に限る。）の長の総数の8分の1以上の者

(3) 第1項第4号に掲げる者 すべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成団体（市に限る。）の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者

(4) 第1項第5号に掲げる者 すべての町議会の議長をもって組織する団体又は構成団体（町に限る。）の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者

4 前項の選挙は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町議会における選挙についてはすべての町議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成団体の（対象者）としての任期による。

2 広域連合議員が当該構成団体の（対象者）でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長（○人）を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長（○人以内）を置く。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成団体の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長6人以内を置く。

- 2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、(対象者)のうちから、構成団体の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
3 広域連合長が欠けたときは、前2項の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。
4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長(及び副連合長)の任期は、(○年)とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

- 2 広域連合長(又は副連合長)が(構成団体の職を失ったときは)、広域連合長(又は副広域連合長)の職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、(○人)の選挙管理委員をもってこれを組織する。
3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び

- 2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、当該構成団体の長としての任期による。

- 2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成団体の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び

- 2 広域連合に会計管理者1人を置く。
3 副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選挙等の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
3 広域連合長が欠けたときは、前2項の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。
4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命じる。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

- 2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長(関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。)が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な

選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、(〇年)とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員 (〇人) を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ (〇人) を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては (〇年) とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、別表により、広域連合の予算において定める。

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施

選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、次に掲げる区分により、広域連合の予算において定める。

- (1) 基本負担額
- (2) 処理件数割額
- (3) 徴収実績割額

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施

識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 国、京都府及び関係市町村の支出金
- (2) 事業による収入
- (3) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の支出金の額は、各関係市町村につき別表に定めるとおりする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、広域連合の設立についての京都府

行する。

(経過措置)

- 2 平成21年〇月〇日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、京都府知事が指定する場所において行うものとする。
- 4 第17条第2項の規定にかかわらず、平成〇〇年度から平成〇〇年度における〇〇経費の負担金の額は、(負担額算定の臨時的な方法)で得た額により、広域連合の予算において定める。

別表(第17条第2項関係)

区分	構成団体が負担する額	
	構成団体	負担額算定の方法
〇〇経費	〇〇〇〇
〇〇経費	〇〇〇〇
〇〇経費	〇〇〇〇

備考

- 1 「〇〇」とは、.....をいう。
- 2 (以下、必要に応じて語句説明文追加)

行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、静岡県知事が指定する場所において行うものとする。
- 4 第17条第2項の規定にかかわらず、平成19年度における負担金の額は基本負担額のみにより、平成20年度及び平成21年度の負担金の額は基本負担額及び処理件数割額のみにより、それぞれ広域連合の予算において定める。

知事の許可があった日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」と、「除く。)」を「除く。)の準備行為」とする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、第6条に規定する広域連合の事務所において行うものとする。
- 4 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

別表(第17条関係)

区分	関係市町村が支出する額
共通経費(医療給付に要する経費以外の経費をいう。以下同じ。)	共通経費の総額の100分の5に相当する額を関係市町村の数で除して得た額
	共通経費の総額の100分の47.5に相当する額に当該関係市町村の後期高齢者人口を京都府における後期高齢者人口で除して得た数を乗じて得た額
	共通経費の総額の100分の47.5に相当する額に当該関係市町村の人口を京都府における人口で除して得た数を乗じて得た額

医療給付に要する経費	法第98条の規定により当該関係市町村が一般会計において負担する額
	法第99条第1項及び第2項の規定により当該関係市町村が特別会計に繰り入れた額
	当該関係市町村が徴収した法第105条に規定する保険料及び徴収金に相当する額
備考1 共通経費の総額は、広域連合の予算で定める。	
2 「後期高齢者人口」とは、関係市町村の支出金の収入を計上しようとする予算の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき算定した75歳以上の人口をいう。	
3 「人口」とは、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき算定した人口をいう。	

京都府後期高齢者医療広域連合 組織図

